(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者四社が加盟する業界団体であり、平成二十六年における国内総生産量に占める申請者のシェアは一〇〇パーセントである。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格については、次の表の上欄に掲げる調査対象貨物の区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

調査対象貨物	正常価格
韓国を原産地とする水酸化カリウム	韓国における調査対象貨物の国内販売価格
中国を原産地とする水酸化カリウム	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物の国内販売価格

ロ　本邦向け輸出価格については、本邦の輸入通関価格から輸出諸掛り、海上輸送費及び海上保険料を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、韓国及び中国からの輸入貨物に係る平成二十六年のダンピング・マージン率を算出すると、韓国については五十六・八八％、中国については八十一・一五％となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　不当廉売された調査対象貨物について、韓国からの輸入量は平成二十二年には一万千六百三十九トンであったが、平成二十六年には二万四千四百六十七トンに増加しており、国内需要量に占める市場占拠率を拡大した。

中国からの輸入量は平成二十二年には二千七百十三トンである一方、平成二十六年には千百トンに減少しているが、直近三年間でみると増加傾向にあり、国内需要量に占める市場占拠率を拡大した。

ロ　不当廉売された調査対象貨物の低価格な国内販売価格と輸入量の増加は、本邦で生産される同種の貨物の国内販売価格を引き下げており、本邦の産業は、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁することができず、更に市場占拠率は減少した。

その結果、利益が大幅に減少した。

八　不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出、同令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　平成二十七年九月二十八日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　調査終了の日

(三)　対質の申出についての期限　平成二十七年十月二十六日

(四)　意見の表明についての期限　平成二十七年十一月二十六日

(五)　情報の提供についての期限　平成二十七年十月二十六日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定において中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に当該原文を添付するものとする。

○文部科学省告示第百十号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十九条第一項の規定に基づき、中学校用教科用図書（中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）及び高等学校用教科用図書（高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）として検定を経た図書の名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

図書の名称	目的とする学校・教科	検定の年月日	著作者名	発行者
新編　新しい国語　1	中　国語	平成27年3月6日	三角　洋一ほか	東書
新編　新しい国語　2	中　国語	平成27年3月6日	三角　洋一ほか	東書
新編　新しい国語　3	中　国語	平成27年3月6日	三角　洋一ほか	東書
中学校国語　1	中　国語	平成27年3月6日	野地　潤家ほか	学図
中学校国語　2	中　国語	平成27年3月6日	野地　潤家ほか	学図
中学校国語　3	中　国語	平成27年3月6日	野地　潤家ほか	学図
現代の国語　1	中　国語	平成27年3月6日	中洌　正堯ほか	三省堂
現代の国語　2	中　国語	平成27年3月6日	中洌　正堯ほか	三省堂
現代の国語　3	中　国語	平成27年3月6日	中洌　正堯ほか	三省堂